

# 黒潮

4 2015

ご家族のみなさまもご覧ください

## 目次

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 平成27年度事業計画を執行するにあたり    | 2     |
| 平成27年度事業計画及び予算が決定しました  | 3~9   |
| 新しく組合員になられた皆様へ         | 10    |
| 短期人間ドック助成事業を実施します!     | 11~14 |
| 上位所得者に係る附加給付水準の見直しについて |       |
| 「ジェネリック医薬品のお知らせ」について   | 15~16 |
| 被扶養者に異動はありませんか?        | 17~18 |
| 施設利用助成券が新しくなりました       | 19    |
| 年金係からのお知らせ             | 20    |
| 貯金係からのお知らせ             | 21~22 |
| 貸付事業からのお知らせ            | 23~24 |
| 自動車購買立替金制度をご存知ですか!     | 25    |
| 共済組合指定店一覧表             | 26    |
| ホテル白鳥からのご案内            | 27    |
| 高知共済会館からのご案内           | 28    |

2015 spring

**ビールで乾杯!!**



※お料理写真はイメージとなります。

**シェフが彩る  
パーティーコース**

- ・サンマのマリネイタリアン
- ・生ハムサラダ
- ・刺身盛合
- ・トローリチーズの若鶏のトマト煮
- ・タスマニアビーフステーキ  
レモンバターソース
- ・炒飯
- ・パのラーメン
- ・デザート

**無礼講!!  
土佐皿鉢コース**

- ・鯉タタキ盛合
- ・刺身盛合
- ・寿司盛合
- ・酒肴5種盛り
- ・若鶏の唐揚げ
- ・冷やしソバ

※お料理写真はイメージとなります。

**地酒で乾杯!!**



※お料理写真はイメージとなります。

**Special Thanks**

**特典①**

20名様以上で幹事様  
1名無料!!

お料理とお飲物(フリードリンク2時間)のセットプランです。  
日曜~木曜のご宴会は飲み放題2時間半付月

**特典②**

土佐のお座敷遊び  
「べく杯」貸出無料!!

**特典③**

下記通常飲み放題ドリンクに  
プラス【カクテルカノンアルコール】  
チョイスできます!!

**飲み放題メニュー**

- ・瓶ビール・日本酒
- ・焼酎(麦・芋)
- ・梅酒(ロック・ソーダ・水・お湯割)
- ・酎ハイ(レモン・ピーチ・グレープ・フルーツ)
- ・ソフトドリンク

**お一人様 5,400円(税込)**

※皿鉢料理・会席料理もご予算・ご要望に応じて承ります。

**宿泊のご案内**

**【平日】宿泊プラン**  
大好評・平日限定プランです!

**素泊 4,880円 朝食付 5,700円** 税別

**宴会 & 宿泊プラン**  
大変お得な飲み放題付宴会宿泊プランです!  
4名様以上でお申込み下さい!!

**平日 10,000円 休前日 12,000円** 税別

※ご宿泊予約時に広報を見てのご予約とお伝えください。

ご予約・お問い合わせ 088-823-3211 高知共済会館  
【URL】 <http://www.kochi-cs.jp> **COMMUNITY SQUARE**

出逢いと別れの季節...高知共済会館で大切な人にお最高のおもてなしを...

2015.2.1~2015.5.31

**フェスタフェスタ  
須崎特集  
好評開催中!**





## 平成27年度事業計画を執行するにあたり

平成27年10月1日から被用者年金が一元化されることにより、掛金等の算定基礎給料額が手当率制から標準報酬制に移行されます。そのため、各経理におきまして、掛金・負担金等の収入総額は減少する見込みで、平成27年度の予算編成をいたしました。

短期経理については、特定健診の積極的な受診を基に特定保健指導の利用が向上したことも一因として、平成26年度は保健給付をはじめ、支出の減少が見込まれ、平成27年度においては全国連合会からの特別調整交付金を含む調整交付金の対象組合から除かれることとなりました。

長期経理については、被用者年金一元化法等により、平成30年9月に厚生年金の保険料率に統一されるスケジュールが定められていますが、共済年金においては加入期間に応じた職域部分や公務等により発生した障害・遺族給付等を支給する必要があることから、平成27年10月からは新設する「厚生年金保険経理」「退職等年金経理」「経過的長期経理」によって取扱うこととなります。

保健経理については、人間ドックをはじめとした各種健診に係る事業を実施するとともに、健康講座・メンタルヘルスセミナーを開催して、病気の予防から医療費の抑制に繋げてゆきたいと考えていますので、積極的な参加をお願いいたします。ただし、今後保険者として求められていますデータヘルス計画を策定してゆく上で新たな支出の増加もあり、来年度に向けてはスポーツ大会の助成等について縮小を検討しなければならないと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

宿泊経理については、平成22年4月のリニューアルオープンから5年が経過し、組合員の皆様のご利用のおかげで概ね順調に営業実績を伸ばすことができています。会館運営審議会でご審議いただき、当面は現在の運営形態で継続することとさせていただきます。今年度は、機械系統の取替えや客室の修繕等も実施し、組合員の皆様に安心して、より快適に利用していただけるよう心がけてまいりますので、引続いてのご利用をお願いいたします。

貯金経理については、長引く低金利の金融情勢ではありますが、組合員の皆様からお預かりした大切な資産を安全・有利に運用して還元してまいります。

貸付経理・物資経理については、貸付事業の改正を行い、利用しやすい制度内容に変更いたしました。物資事業においても、組合員の皆様のニーズに合った商品の斡旋等も企画してまいりますので、ご利用をお願いいたします。

ところで、先般業務を遂行する過程で、組合員の方に対して、ご迷惑をおかけする事例がありました。お手を煩わせただけでなく、大変不快な思いをさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。職員は日々共済制度について研究し、適切な事務処理・対応をするよう心がけていますが、至らなかった点につきましては深く反省し、今後は再発防止のために細心の注意をはらう所存です。問題点につきましては、事務局全体で共有して、職員一同信頼回復に努めてまいりますので、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。

# 平成27年度事業計画及び予算が決定しました

去る3月6日に開催された組合会において、平成27年度事業計画及び予算が議決されました。  
以下、その概要についてお知らせします。

## ○ 地方公共団体の数

| 市  | 町  | 村 | 一部事務組合等 | 合 計 |
|----|----|---|---------|-----|
| 11 | 17 | 6 | 31      | 65  |

## ○ 組合員数及び被扶養者数（任意継続組合員を含む）

平成27年度末において、組合員数 10,291人、被扶養者9,981人を見込んでいます。

## ○ 財 源 率 【平成27年4月～平成27年9月】

### (1) 給料と掛金・負担金との割合

(単位：千分率)

| 区 分<br>組合員種別  | 短 期   |       |       |         | 長 期                 |                      | 保 健   |       |
|---------------|-------|-------|-------|---------|---------------------|----------------------|-------|-------|
|               | 掛 金   | 負 担 金 | 介 護 金 | 介 護 負担金 | 掛 金                 | 負 担 金                | 掛 金   | 負 担 金 |
| 一般組合員（一般職）    | 63.1  | 63.1  | 6.9   | 6.9     | 105.775<br>107.9875 | 156.3538<br>158.5663 | 2.625 | 2.625 |
| 〃（特別職）        | 50.48 | 50.48 | 5.52  | 5.52    | 84.62<br>86.39      | 125.083<br>126.853   | 2.1   | 2.1   |
| 市 町 村 長 組 合 員 | 50.48 | 50.48 | 5.52  | 5.52    | 84.62<br>86.39      | 125.083<br>126.853   | 2.1   | 2.1   |
| 特 定 消 防 組 合 員 | 63.1  | 63.1  | 6.9   | 6.9     | 105.775<br>107.9875 | 156.3538<br>158.5663 | 2.625 | 2.625 |
| 船 員 一 般 組 合 員 | 59.87 | 66.33 | 6.9   | 6.9     | 105.775<br>107.9875 | 156.3538<br>158.5663 | 2.625 | 2.625 |
| 市町村長長期組合員     | 1.92  | 2.21  | —     | —       | 84.62<br>86.39      | 125.083<br>126.853   | 2.1   | 2.1   |
| 長期組合員（特別職）    | 1.92  | 2.21  | —     | —       | 84.62<br>86.39      | 125.083<br>126.853   | 2.1   | 2.1   |
| 任 意 継 続 組 合 員 | 126.2 | —     | 13.8  | —       | —                   | —                    | —     | —     |

### (2) 期末手当等と掛金・負担金との割合

(単位：千分率)

| 区 分<br>組合員種別  | 短 期    |        |       |         | 長 期   |         | 保 健 |       |
|---------------|--------|--------|-------|---------|-------|---------|-----|-------|
|               | 掛 金    | 負 担 金  | 介 護 金 | 介 護 負担金 | 掛 金   | 負 担 金   | 掛 金 | 負 担 金 |
| 一般組合員（一般職）    | 50.48  | 50.48  | 5.52  | 5.52    | 84.62 | 125.083 | 2.1 | 2.1   |
| 〃（特別職）        | 50.48  | 50.48  | 5.52  | 5.52    | 84.62 | 125.083 | 2.1 | 2.1   |
| 市 町 村 長 組 合 員 | 50.48  | 50.48  | 5.52  | 5.52    | 84.62 | 125.083 | 2.1 | 2.1   |
| 特 定 消 防 組 合 員 | 50.48  | 50.48  | 5.52  | 5.52    | 84.62 | 125.083 | 2.1 | 2.1   |
| 船 員 一 般 組 合 員 | 47.896 | 53.064 | 5.52  | 5.52    | 84.62 | 125.083 | 2.1 | 2.1   |
| 市町村長長期組合員     | 1.92   | 2.21   | —     | —       | 84.62 | 125.083 | 2.1 | 2.1   |
| 長期組合員（特別職）    | 1.92   | 2.21   | —     | —       | 84.62 | 125.083 | 2.1 | 2.1   |

※ 1 (1) の長期の掛金率・負担金率について  
上段の率は4月から8月、下段は9月分の率です。

平成27年10月より掛金・負担金の算定基礎が標準報酬制に移行します。

○ 財 源 率 【平成27年10月～平成28年3月】

(1) 標準報酬月額及び標準賞与額と掛金・負担金との割合

『短期・保健』

(単位：千分率)

| 区 分<br>組合員種別         | 短 期    |        |            |              | 保 健 |       |
|----------------------|--------|--------|------------|--------------|-----|-------|
|                      | 掛 金    | 負 担 金  | 介 護<br>掛 金 | 介 護<br>負 担 金 | 掛 金 | 負 担 金 |
| 一般組合員 (一般職)<br>(特別職) | 50.48  | 50.48  | 5.52       | 5.52         | 2.1 | 2.1   |
| 市町村長組合員              |        |        |            |              |     |       |
| 特定消防組合員              |        |        |            |              |     |       |
| 船員一般組合員              | 47.896 | 53.064 | 5.52       | 5.52         | 2.1 | 2.1   |
| 市町村長長期組合員            | 1.92   | 2.21   | —          | —            | 2.1 | 2.1   |
| 長期組合員 (特別職)          | 1.92   | 2.21   | —          | —            | 2.1 | 2.1   |
| 任意継続組合員              | 100.96 | —      | 11.04      | —            | —   | —     |

(2) 標準報酬月額及び標準賞与額と掛金・負担金との割合

『厚生年金保険・退職等年金・経過的長期』

(単位：千分率)

| 区 分<br>組合員種別         | 厚生年金保険 |        | 退職等年金 |     | 経過的長期 |
|----------------------|--------|--------|-------|-----|-------|
|                      | 保険料    | 負担金    | 掛 金   | 負担金 | 負担金   |
| 一般組合員 (一般職)<br>(特別職) | 86.39  | 126.59 | 7.5   | 7.5 | 0.263 |
| 市町村長組合員              |        |        |       |     |       |
| 特定消防組合員              |        |        |       |     |       |
| 船員一般組合員              |        |        |       |     |       |

※厚生年金保険については、70歳未満の組合員

※退職等年金については、掛金・負担金率の上限を記載 (現在未定)

## 短期経理

### 医療にかかる掛金率、介護掛金率を引き上げます。

- 医療にかかる掛金率（千分の61.9625→千分の63.1）
- 介護掛金率（千分の6.6→千分の6.9）

この経理では、組合員及び被扶養者の公務によらない病気やケガ、出産、死亡または災害等に関する給付事業を行っており、組合員の掛金と地方公共団体の負担金の収入を財源とし、この事業が成り立っています。

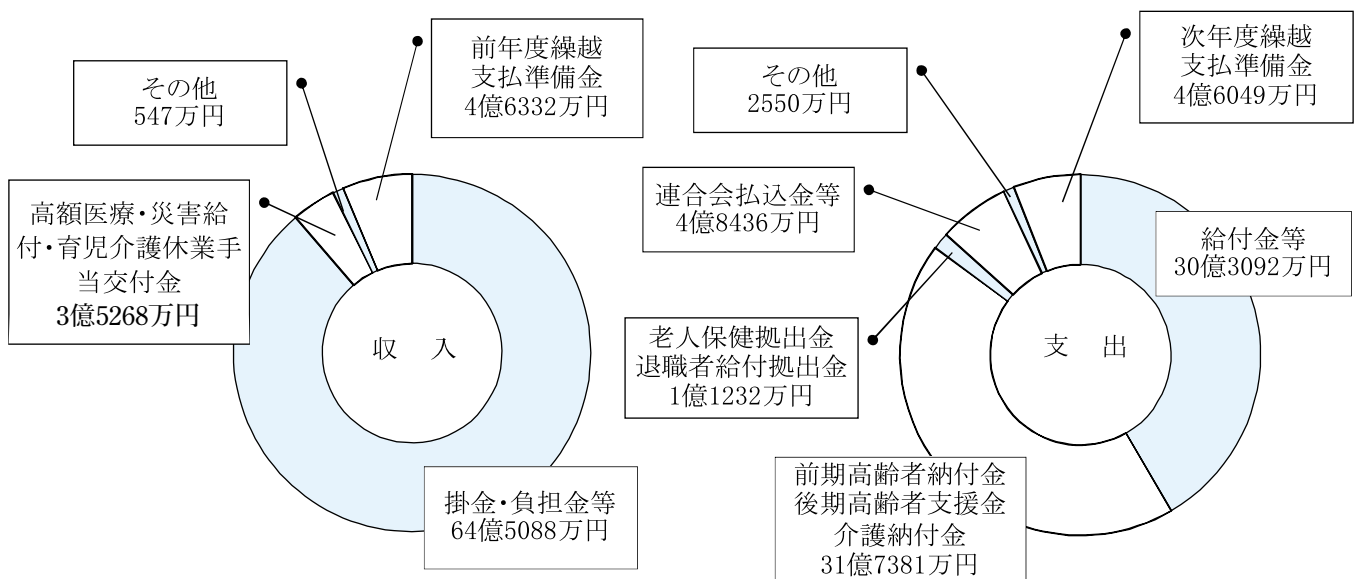
26年度においては、組合員の皆様・ご家族の皆様のご協力のおかげで、医療費については大幅に減少しました。また、前期高齢者納付金や退職者給付拠出金なども減少し、本年度の財源率を引き下げることができましたが、26年度において組合員の皆様から徴収する掛金については、全国市町村職員共済組合連合会の『財政調整・特別財政調整事業』の交付金により、【千分の3.6375】本来の掛金率より軽減されておりました。

本年度については財源率が財政調整事業による交付基準を超えず、上記のような軽減措置がないために実質掛金の引き上げとなります。組合員の皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解いただき、引き続き医療費の抑制にご協力をお願いします。

なお、医療費につきましては減少いたしました。薬剤につきましては増加傾向にありますので、ジェネリック（後発）医薬品の活用をご検討いただきますようご協力お願いいたします。

当組合におきましても、人間ドック等の健診事業等、保健事業のより一層の充実をはかる所存でございますので、組合員及びそのご家族の皆様におかれましても、生活習慣の改善や健康に対する知識の向上のためご活用いただきますことをお願いいたします。

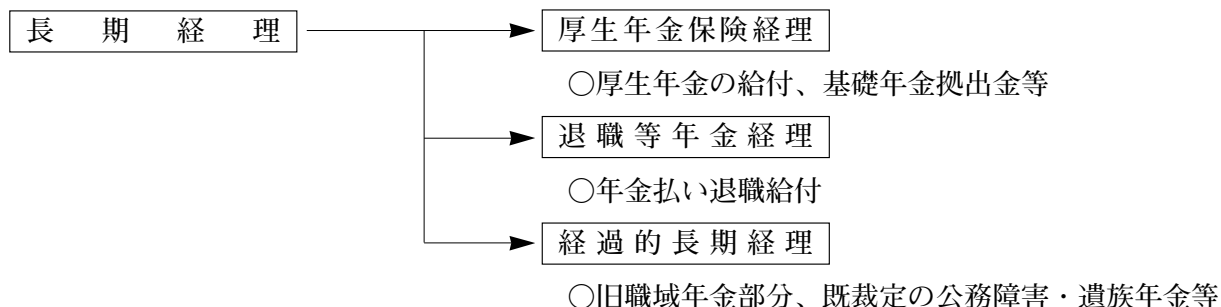
### ○ 収 支 状 況



## 長期経理

この経理は、長期給付（年金）に係る掛金と負担金を収納し、全国市町村職員共済組合連合会へ納付するものです。現在、年金の支給は全国市町村職員共済組合連合会が行っていますが、年金に関する各種届出の受理や相談は引き続き共済組合で行っていますので、お気軽にご相談ください。

なお、平成27年10月からは被用者年金の一元化に伴い、次の3経理に分割されます。また、職域年金部分が廃止となり新たに「年金払い退職給付」が創設され、費用について別途徴収されることになります。（財源率未定。上限1.5%【掛金0.75%・負担金0.75%】）



## 預託金管理経理

この経理は、全国市町村職員共済組合連合会に移管された年金資産の一部を預託され、貸付経理への貸付で運用しています。

| 収 入           |        | 支 出     |        |
|---------------|--------|---------|--------|
| 利 息 及 び 配 当 金 | 32,907 | 支 払 利 息 | 32,907 |

## 業務経理

この経理では、主に短期給付及び長期給付の事業を行うための事務費を負担しています。その費用については、地方公共団体の負担金（組合員1人当たり11,090円）、短期経理（組合員1人当たり2,050円）からの繰入金、連合会からの交付金（長期経理（組合員1人当たり3,745円））により負担されています。

| 収 入           |         | 支 出               |         |
|---------------|---------|-------------------|---------|
| 負 担 金         | 112,397 | 事 務 費 等           | 86,650  |
| 連 合 会 交 付 金   | 37,954  | 事 務 費 負 担 金 払 込 金 | 49,965  |
| 利 息 及 び 配 当 金 | 100     | そ の 他             | 43,040  |
| 短期経理よりの繰入金    | 20,777  |                   |         |
| そ の 他         | 6,352   |                   |         |
| 計             | 177,580 | 計                 | 179,655 |
| 本年度差引損益金      |         | △ 2,075           |         |

## 保 健 経 理

この経理では、組合員とその家族（被扶養者）の方の健康増進をはかり、保健、衛生知識の向上などに役立ててもらうための事業を行っており、その事業内容及び予算については下記のとおりです。

日頃の健康管理などにお役立ていただくため、たくさんの組合員の皆様にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

健康・婦人講座、文化教養講座について今年も開催いたしますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

### ○ 事業の種類

（単位：千円）

| 項 目           |             | 事業計画額   | 概 要                                 |
|---------------|-------------|---------|-------------------------------------|
| 保 健 事 業       | 人 間 ド ッ ク   | 135,650 | 人間ドック補助（組合員・被扶養者）                   |
|               | 成 人 病 検 診   | 6,277   | 診察・血圧・尿・貧血・脂質・肝機能<br>腎機能・心電図・血糖・その他 |
|               | ガ ン 検 診     | 7,006   | 消化器・子宮・乳腺検診補助                       |
|               | 妊 婦 検 診     | 643     | 妊婦検診補助（組合員・被扶養者）                    |
|               | 予 防 接 種 助 成 | 6,384   | インフルエンザ・日本脳炎<br>ワクチン代補助             |
|               | そ の 他       | 278     | レセプト審査 外                            |
|               | 小 計         | 156,238 |                                     |
| 特 定 健 診 係     | 特定健康診査      | 9,971   |                                     |
|               | 特定保健指導      | 8,942   |                                     |
|               | 小 計         | 18,913  |                                     |
| 保 養 関 係       | 施設利用助成      | 20,467  | 契約施設の利用助成                           |
|               | 小 計         | 20,467  |                                     |
| 体 育 関 係       | 球技大会助成      | 2,130   | ソフトボール・バレーボール大会助成                   |
|               | そ の 他       | 1,111   | 球技大会諸経費                             |
|               | 小 計         | 3,241   |                                     |
| 図 書 ・ 広 報 関 係 | 保健関係図書      | 139     | 医療統計資料                              |
|               | 広 報 外       | 843     | 共済広報外                               |
|               | そ の 他       | 550     | 退職者説明会資料外                           |
|               | 小 計         | 1,532   |                                     |
| 講 座 関 係       | 健 康 講 座     | 463     |                                     |
|               | メンタルヘルスセミナー | 463     |                                     |
|               | 小 計         | 926     |                                     |
|               | 合 計         | 201,317 |                                     |

## 宿 泊 経 理

この経理では、組合員及びその家族の保養施設『高知共済会館』の運営を行っています。本年度は皆様に少しでも快適にお過ごしいただけるよう若干の修繕を予定しており、皆様にご不便をおかけすることもございますが、今後も皆様に喜んでいただける施設となるよう全員で努めてまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。皆様のご利用を心よりお待ちしております。



## ○ 利用計画

(単位：件・円)

| 区分<br>部門 | 1日当り |         | 年間     |            | 備 考                                                |
|----------|------|---------|--------|------------|----------------------------------------------------|
|          | 件数   | 金額      | 件数     | 金額         |                                                    |
| 宿 泊      | 48   | 196,078 | 17,080 | 70,000,000 | 組 合 員 13,670人<br>そ の 他 3,410人<br>1人当り平均利用金額 4,098円 |
| 宴 会      | 1    | 84,034  | 360    | 30,000,000 |                                                    |
| 会 議      | 3    | 68,627  | 1,100  | 24,500,000 |                                                    |
| 食 堂      | 73   | 68,908  | 26,200 | 24,600,000 |                                                    |
| 売 店      | —    | 14,006  | —      | 5,000,000  |                                                    |

## ○ 施設収入の推移状況

(単位：千円)

|         | 平成25年度  | 平成26年度推計 | 平成27年度推計 |
|---------|---------|----------|----------|
| 施 設 収 入 | 168,741 | 170,830  | 162,000  |
| 対前年度増減  | 4,725   | 2,089    | △ 8,830  |

## 貯 金 経 理

この経理では、組合員から預け入れのあった大切な資金を安全かつ効率的に運用し、銀行などの一般の預貯金利息よりも、有利な利率で組合員に還元することを目的とした事業を行っています。

本年度においても、資産運用には細心の注意を払いながら、信用と格付けの高い債券で安全かつ効率的な運用に努めてまいりますので、今後とも共済貯金をよろしくお願いします。

| 区分 \ 種類         | 普 通 貯 金 | 定 期 貯 金    | 積 立 貯 金    |
|-----------------|---------|------------|------------|
| 貯 金 額           | 60,918  | 45,350,990 | 16,075,161 |
| 貯 金 者 数 (人)     | 278     | 3,031      | 4,083      |
| 貯金者1人当りの貯金額     | 219     | 14,962     | 3,937      |
| 組 合 員 加 入 率 (%) | 2.7     | 29.9       | 40.3       |
| 支 払 利 率 (%)     | 0.5     | 1.3        | 1.35       |

## ○ 収 支 状 況

(単位：千円)

|               |         |           |         |
|---------------|---------|-----------|---------|
| 利息及び配当金外      | 879,400 | 支払利息      | 776,907 |
| 翌年度に繰り越す利益剰余金 |         | 3,988,251 |         |

## 貸 付 経 理

この経理では、預託金管理経理からの借入金を原資として、組合員が臨時の支出、住宅の建築、教育費等で資金が必要になったとき、組合員の生活の安定を図るため、その資金を低金利で貸し付ける事業を行っています。

平成27年度は、収入41,720千円に対し、支出49,521千円となっており、当期損失金が7,801千円発生することを見込んでいます。ここ数年貸付件数は減少しておりますが、組合員のみなさまにとって身近な貸付制度でございますので、今後ともよろしくお願いします。



## ○ 貸付の種類

(単位：件・千円・%)

| 種 類         |          | 件 数 | 金 額       | 割 合    |
|-------------|----------|-----|-----------|--------|
| 普通貸付        |          | 393 | 272,249   | 18.19  |
| 住 宅 貸 付     | 住 宅      | 411 | 1,086,544 | 72.60  |
|             | 在宅介護対応住宅 | 13  | 18,618    | 1.24   |
|             | 小 計      | 424 | 1,105,162 | 73.84  |
| 災 害 貸 付     | 災 害      | 4   | 17,154    | 1.14   |
|             | 在宅介護対応住宅 | 0   | 0         | 0.00   |
|             | 小 計      | 4   | 17,154    | 1.14   |
| 特 別 貸 付     | 医 療      | 1   | 1,000     | 0.07   |
|             | 入 学      | 37  | 20,971    | 1.40   |
|             | 修 学      | 66  | 66,130    | 4.42   |
|             | 結 婚      | 25  | 12,024    | 0.80   |
|             | 葬 祭      | 1   | 1,000     | 0.07   |
|             | 小 計      | 130 | 101,125   | 6.76   |
| 高 額 医 療 貸 付 |          | 1   | 160       | 0.01   |
| 出 産 貸 付     |          | 2   | 840       | 0.06   |
| 合 計         |          | 954 | 1,496,690 | 100.00 |

## ○ 収 支 状 況

(単位：千円)

| 収 入             |        | 支 出     |        |
|-----------------|--------|---------|--------|
| 組 合 員 貸 付 金 利 息 | 41,460 | 事 務 費 等 | 10,008 |
| 利 息 及 び 配 当 金   | 0      | 支 払 利 息 | 32,902 |
| 連 合 会 交 付 金     | 260    | そ の 他   | 6,611  |
| 計               | 41,720 | 計       | 49,521 |
| 本 年 度 差 引 損 益 金 |        | △ 7,801 |        |

## 物 資 経 理

この経理では、組合員に良い品物を安く提供する当組合独自の流通事業であるほか、自動車購入資金の貸付等、生活の向上に役立つ事業を目的として行っています。平成27年度は、損失金として1,892千円を計上する見込みとなりましたが、今後も利用件数の拡大、物資事業の発展に努めてまいりますので、自動車、物品等ご購入の際には是非ともご利用くださいますようお願いいたします。

| 収 入             |        | 支 出     |        |
|-----------------|--------|---------|--------|
| 商 品 売 上         | 9,895  | 事 務 費 等 | 1,500  |
| 受 託 商 品 手 数 料   | 2,858  | 商 品 仕 入 | 9,029  |
| そ の 他           | 2,745  | 支 払 利 息 | 733    |
|                 |        | そ の 他   | 6,128  |
| 計               | 15,498 | 計       | 17,390 |
| 本 年 度 差 引 損 益 金 |        | △ 1,892 |        |

# 新しく組合員になられた皆様へ 共済組合をご存知ですか？

共済組合は、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を目的として設けられている組織です。この目的を達成するために、皆様のお役に立つ事業を行っています。ぜひ共済組合制度をご理解いただき、ご利用していただきたいと思ひます。

## 共済組合の事業について

- ①短期給付事業 組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行います。
- ②長期給付事業 組合員の退職・障害又は死亡に際して、年金または一時金を支払うための受付審査と年金相談を行います。
- ③福祉事業 組合員とその家族の健康教育、特定健康診査などの健康保持増進事業などを行います。
  
- ◎保健事業 短期人間ドック、施設利用助成、健康セミナー等の事業を行っています。
- ◎貯金事業 組合員の皆様からお預かりした貯金を運用し、一般の預金よりも有利な利息を支払う「共済貯金」を行っています。  
〈普通貯金（0.5%）積立貯金（1.35%）定期貯金（1.3%）〉
- ◎貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付等を行っています。
- ◎物資事業 共済組合が指定する店で、安価にかつ月賦により購入することができます。  
自動車購入資金の立替、旅行費用の立替なども行っています。
- ◎宿泊事業 高知共済会館にてレストラン、宿泊等の事業を行っています。

### ◇ 組合員証・組合員被扶養者証は大切にしましょう

新しく組合員になられた方には「組合員証」「組合員被扶養者証（認定された場合）」が共済組合より交付されます。

組合員証・組合員被扶養者証は、資格を証明するもので保険医療機関で診療を受けるときに必要になりますので、大切に取扱ってください。

# 短期人間ドック助成事業を実施します！

本年度につきましても、疾病予防対策事業の一環として、短期人間ドック受診の際の助成事業を、当組合と高知縣市町村職員互助会の共同で実施します。受診希望者の募集については、所属所を通じてすでに3月（新規採用者等の募集は4月下旬を予定）に行っているところですが、申込みをされた方については、以下の点にご注意をいただき、受診くださいますようお願いいたします。

## ドック受診時の注意事項

### 1 自己負担額について

共済組合または互助会の加入状況によって異なりますので、下表をご確認ください。なお、自己負担額とは別に、健診費用合計(32,500円)に対する消費税2,600円を別途負担いただくこととなりますのでご注意ください。

#### ○ 高知市役所の職員以外の方

| 対象者                      | 年齢                     | 共済組合<br>負担 | 互助会<br>負担 | 所属所<br>負担 | 自己負担   | 消費税    |
|--------------------------|------------------------|------------|-----------|-----------|--------|--------|
| 組合員(会員)                  | 40歳以上及び35歳             | 14,500円    | 10,000円   | 5,000円    | 3,000円 | 2,600円 |
|                          | 30歳以上40歳未満<br>(35歳を除く) | 18,500円    | 10,000円   | —         | 4,000円 | 2,600円 |
|                          | 30歳未満                  | 22,500円    | 4,000円    | —         | 6,000円 | 2,600円 |
| 被扶養者<br>(配偶者以外は40歳以上)    | 40歳以上                  | 12,000円    | 16,500円   | —         | 4,000円 | 2,600円 |
|                          | 40歳未満                  | 7,000円     | 19,500円   | —         | 6,000円 | 2,600円 |
| 会員                       | 40歳以上及び35歳             | —          | 24,500円   | 5,000円    | 3,000円 | 2,600円 |
|                          | 30歳以上40歳未満<br>(35歳を除く) | —          | 28,500円   | —         | 4,000円 | 2,600円 |
|                          | 30歳未満                  | —          | 26,500円   | —         | 6,000円 | 2,600円 |
| 会員の被扶養者<br>(配偶者以外は40歳以上) | 40歳以上                  | —          | 28,500円   | —         | 4,000円 | 2,600円 |
|                          | 40歳未満                  | —          | 26,500円   | —         | 6,000円 | 2,600円 |

#### ○ 高知市役所の職員の方

| 対象者                   | 年齢                     | 共済組合<br>負担 | 厚生会<br>負担 | 所属所<br>負担 | 自己負担    | 消費税    |
|-----------------------|------------------------|------------|-----------|-----------|---------|--------|
| 組合員                   | 40歳以上及び35歳             | 14,500円    | 10,000円   | 5,000円    | 3,000円  | 2,600円 |
|                       | 30歳以上40歳未満<br>(35歳を除く) | 18,500円    | 10,000円   | —         | 4,000円  | 2,600円 |
|                       | 30歳未満                  | 22,500円    | 5,000円    | —         | 5,000円  | 2,600円 |
| 被扶養者<br>(配偶者以外は40歳以上) | 40歳以上                  | 12,000円    | —         | —         | 20,500円 | 2,600円 |
|                       | 40歳未満                  | 7,000円     | —         | —         | 25,500円 | 2,600円 |



## 2 オプションガン検査助成について

婦人ガン（子宮ガン・乳ガン検査の一方または両方）、前立腺ガン、肺ガンのオプション検査を行った場合、ガン検査の種類に応じて一定の助成がありますので下表をご確認ください。なお、助成対象となるのは、婦人ガン検査が30歳以上、前立腺ガン・肺ガン検査が40歳以上の組合員・会員のみ（被扶養者を除く）となりますのでご注意ください。

| 特別希望検査項目                      | 区 分          |       |        |              | 自己負担         |
|-------------------------------|--------------|-------|--------|--------------|--------------|
|                               | 組合員（会員）      |       | 会 員    |              |              |
|                               | 共済組合負担       | 互助会負担 | 共済組合負担 | 互助会負担        |              |
| 子宮ガン・乳ガン検査の一方<br>または両方を受診した場合 | 上限<br>2,000円 | —     | —      | 上限<br>2,000円 | 助成額との<br>差 額 |
| 前立腺ガン検査を受診した<br>場合            | 上限<br>1,000円 | —     | —      | 上限<br>1,000円 | 助成額との<br>差 額 |
| 肺ガン検査（胸部ＣＴ）を<br>受診した場合        | 上限<br>4,000円 | —     | —      | 上限<br>4,000円 | 助成額との<br>差 額 |

※ オプション検査額は健診機関によって異なりますので、詳細については直接健診機関までお問い合わせください。

## 3 脳ドック助成（互助会会員のみ）について

オプション検査で脳ドックを受診された際には、受診費用から消費税を差し引いた金額の1/2（上限10,000円）を助成しています。ただし、対象者は互助会の会員のみ（被扶養者を除く）となり、受診後、領収書を添付して請求書を提出する必要があります。（※脳ドックについては、人間ドックのオプションだけではなく単独の脳ドック受診でも同様の助成があります。）

## 4 特定健診対応について

短期人間ドック助成事業は特定健診対応となっています。具体的には、年度年齢40歳以上及び35歳の組合員の方については、当組合が事業主健康診断（労働安全衛生法第66条）の委託を所属所より受けて（高齢者の医療の確保に関する法律第21条第2項）おり、その健康診断の結果を特定健診の記録として提供を受けることができる（高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項）ことから、特定健診の対象となる40歳以上の組合員及び被扶養者については、「人間ドックの受診＝特定健診の受診」となります。

人間ドック受診者が、この特定健診の受診の要件を満たしていただくためには、ただ受診をするだけでなく、健診結果等の内容について、医師または保健師・管理栄養士等から説明を受けていただく必要があります。このため、人間ドック受診後の医師等との面談については、キャンセルをせずに必ず受けてください。

## 5 特定保健指導について

短期人間ドック助成事業は特定健診対応となっていることから、健診結果の内容によって実施される特定保健指導についてはセット事業となっています。このため、人間ドックの受診後、対象となった方については、必ず特定保健指導をご利用ください。

なお、「忙しくてできない」「自分で行う」等の理由で、特定保健指導を利用できない旨申し出られる方もいますが、当該理由は厚生労働省の定める対象外者とはならないため、その点ご理解の上、特定保健指導をご利用いただきますようお願いいたします。

以下の健診機関では、人間ドック受診当日から特定保健指導を利用できますのでご活用ください。

- 高知検診クリニック   ○いずみの病院   ○高知県総合保健協会   ○高知西病院
- 須崎くろしお病院   ○JA高知健診センター（保健指導は高南メディカルが行います）

また、人間ドック受診当日から特定保健指導を利用されていない方については、所属所を通じて利用券の配付を行うこと等により特定保健指導を利用いただくことになりますので、保健指導情報を所属所に提供することとなります。その旨ご理解いただきますようお願いいたします。

## 6 申込み時の同意事項について

人間ドックに申込みされる方は以下の事項に同意いただくこととなりますのでご了承ください。

### (1) 年度年齢が35歳及び40歳以上の組合員

- ① 短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生法第66条による健康診断を事業主である貴所属所長からの委託に基づき代行するものであること。
- ② 労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存するとともに所属所長に通知すること。
- ③ 保健指導の対象となった場合は、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果を保健指導委託機関に提供し、保健指導結果についても当組合において継続的に保存するとともに必要に応じて所属所長に通知する場合があること。

### (2) 年度年齢が40歳未満（35歳を除く）の組合員

短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存するとともに所属所長の求めに応じ提供する場合があること。

### (3) 年度年齢40歳以上の組合員の被扶養者

- ① 短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続

的に保存すること。

- ② 保健指導の対象となった場合は、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果を保健指導委託機関に提供し、保健指導結果についても、当組合にて継続的に保存するとともに必要に応じて所属所長に通知する場合があること。

(4) 年度年齢40歳未満の組合員の被扶養者

短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存すること。

## 7 キャンセル等について

人間ドック申込み後の日程変更・キャンセルについては、直接健診機関に申し出てください。また、健診機関の変更は原則として受け付けておりませんが、特にやむを得ない事情がある場合は、その旨当組合まで申し出てください。

なお、健診機関によっては、当日連絡がないままキャンセルされる事例が多く発生しているようです。健診機関のスケジュールの都合もありますので、キャンセルされる場合は事前に余裕をもってご連絡いただきますようお願いします。

## 8 成人病精密検査（事業主健康診断）との重複受診について

年度年齢40歳未満（35歳を除く）の組合員の方が、事業主健康診断を当組合の契約健診機関において受診した場合、疾病予防対策事業の1つである成人病精密検査事業の該当となり、その健診費用の全額が助成されます。

しかしながら、短期人間ドック助成事業と成人病精密検査事業の両方を利用することはできないこととなっているため、人間ドックの申込みをされている方が事業主健康診断を受診される際は、その健診機関が当組合の契約健診機関かどうか確認の上受診をされるか、人間ドックの受診をキャンセルしていただきますようお願いします。なお、当組合の契約健診機関は以下をご確認ください。

重複受診となった場合については、成人病精密検査の費用を所属所にご負担いただくこととなり、後日、当組合から返還依頼を行うこと等により対応することとなりますのでご注意ください。

○仁淀病院   ○土佐市民病院   ○四万十市立市民病院   ○中村クリニック  
○高知県総合保健協会   ○勤労クリニック   ○大井田病院

## 上位所得者に係る附加給付水準の見直しについて

上位所得者（一般組合員は給料月額424,000円以上・特別職及び市町村長組合員は給料月額530,000円以上の組合員）につきまして、短期給付に係る附加給付水準の見直しを行い、以下のとおり平成25年度より段階的に一部負担金払戻金等の基礎控除額を毎年度引き上げることとなっています。

| 年 度             | 一部負担金払戻金 | 合算高額療養費附加金※ |
|-----------------|----------|-------------|
| 平成25年度（4月診療分から） | 33,000円  | 66,000円     |
| 平成26年度（4月診療分から） | 41,000円  | 82,000円     |
| 平成27年度（4月診療分から） | 50,000円  | 100,000円    |

・一部負担金払戻金には、家族療養費附加金および家族訪問看護療養費附加金を含みます。

※合算高額療養費附加金は、高額療養費が合算されて算定（複数のレセプトを合算して高額療養費を算定する場合をいいます）される場合における一部負担金払戻金をいいます。

## 「ジェネリック医薬品のお知らせ」を送付しました

共済組合では、医療費の適正化および短期給付財政の安定を目的として、ジェネリック医薬品の普及・促進に取り組んでいます。

このたび当共済組合では、みなさまの家計への負担を軽くするとともに医療費の削減を目的として「ジェネリック医薬品のお知らせ」を3月下旬に対象の方へ送付しました。

### ジェネリックってなに？

薬の成分が同等で安価なお薬です。先発医薬品（新薬）の特許期間（20～25年）が満了し、他会社が同じ成分で開発した後発医薬品です。

### 効き目や安全性は？

厚生労働省が定めた厳しい試験により、有効性・安全性は認められています。また、先発医薬品（新薬）と同様に薬事法の規制に従い開発・製造・販売されています。

### そんなに安いのか？

平均するとジェネリック医薬品は先発医薬品（新薬）の約半額です。開発年数・開発費がかからないからこそのお値段なのです。

### 「ジェネリック医薬品のお知らせ」とは？

現在処方されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい自己負担が軽減できるかをお知らせする通知です。

### 送付対象者

平成26年7月診療分～平成26年12月診療分において、組合員とその被扶養者が調剤薬局や医療機関で処方された薬で、ジェネリック医薬品に切り替えることで、切り替え前に比べて1ヶ月分の差額が400円以上見込まれる方。

### ジェネリック医薬品に切り替える時の注意点

どの薬にもジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師が治療上の方針によりジェネリック医薬品が適切ではないと判断した場合等にも切り替えることはできません。

まずは、医師・薬剤師に相談してみましょう。



# ジェネリック医薬品のお知らせの見方

高知縣市町村職員共済組合

平成 27年 3月 1日 作成

共済 太郎  
(1234- 0- 5678)  
ご家族の 共済 花子 様にお渡しください

共済 花子 様が平成26年11月 処方分を  
すべてジェネリック医薬品に切り替えた場合

**ジェネリック医薬品のお知らせ**

**A** 最大 1,281 円 軽減可能です

**B** 平成26年11月 の処方実績

| 薬局／病院名／先発医薬品名          | 薬価    | 数量・単位  | 現状支払額<br>※① | ジェネリック医薬品名※②                          | 製薬会社名<br>※② | 軽減可能額<br>※③ | 切替後<br>支払額 |
|------------------------|-------|--------|-------------|---------------------------------------|-------------|-------------|------------|
| 本町薬局                   |       |        |             |                                       |             |             |            |
| ヒルドイドソフト軟膏0.3%         | 26.00 | 100.0g | ¥780        | セラロイズ軟膏0.3%                           | シオノ         | ¥558        | ¥222       |
|                        |       |        |             | ヘパダーン軟膏0.3%                           | 共和薬品        | ¥516        | ¥264       |
|                        |       |        |             | ケラドイド軟膏0.3%                           | 陽進堂         | ¥516        | ¥264       |
| クラリチンレディタブ錠10mg        | 99.40 | 30.0錠  | ¥895        | ロラタジンOD錠10mg「サンド」                     | サンド         | ¥359        | ¥536       |
|                        |       |        |             | ロラタジンOD錠10mg「サワイ」                     | 沢井          | ¥300        | ¥595       |
|                        |       |        |             | ロラタジンOD錠10mg「トーワ」                     | 東和薬品        | ¥300        | ¥595       |
| ネリゾナユニバーサルクリーム<br>0.1% | 31.20 | 40.0g  | ¥374        | ユートロンユニバーサルクリーム<br>0.1%               | 辰巳          | ¥235        | ¥139       |
|                        |       |        |             | アルゾナユニバーサルクリーム                        | 東光          |             |            |
| 計                      |       |        | ¥2,230      | 右は全ての薬剤を差額の幅の<br>最も大きいものに切り替えた場合の金額です |             | ¥1,281      | ¥949       |

**C** Bの月に実際に処方された医薬品を表示しています。

**D** Cに対して切り替え可能なジェネリック医薬品を表示しています。

**E** Bの月に支払った金額を表示しています。

**F** Dのジェネリック医薬品のうち、差額の幅の最も大きいものに切り替えた場合の金額の合計を表示しています。※Aの金額と同一になります。

**G** 切り替え後の支払額を表示しています。

- A** ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、軽減可能な最大金額を表示しています。
- B** 受診された年月を表示しています。
- C** Bの月に実際に処方された医薬品を表示しています。
- D** Cに対して切り替え可能なジェネリック医薬品を表示しています。
- ※軽減効果の大きい順に最大3つ表示されます。
- E** Bの月に支払った金額を表示しています。
- ※技術料等が含まれるため、窓口で実際に支払った金額とは異なる場合があります。
- F** Dのジェネリック医薬品のうち、差額の幅の最も大きいものに切り替えた場合の金額の合計を表示しています。※Aの金額と同一になります。
- G** 切り替え後の支払額を表示しています。

## 「ジェネリック医薬品のお知らせ」に関するお問い合わせ先

◆高知縣市町村職員共済組合 保険課 保健医療係 TEL 088-823-3214

## ジェネリック医薬品に関するお問い合わせ先

- ◆日本ジェネリック医薬品学会ホームページ かんじゃさんの薬箱 <http://www.generic.gr.jp>
- ◆医薬品医療機器総合機構(くすり相談窓口) TEL 03-3506-9457
- ◆日本薬剤師協会(くすり相談窓口) TEL 03-3353-2251

# 被扶養者に異動はありませんか？

4月には、就職や退職、移転などご家族の異動が多い時期です。被扶養者に異動があった場合は、認定や取消の手続きが必要となりますのでご注意ください。

## 1 被扶養者の取消手続きが必要な場合

- (1) 被扶養者が他の健康保険等の被保険者、またはこれらの者の被扶養者となったとき
- (2) 恒常的な収入として一定以上の収入（年額130万円、ただし、障害を事由とする公的年金等受給者または60歳以上の公的年金受給者については180万円）を得ることとなったとき
- (3) 父母の場合、父母双方の収入の合算額が一定額を超えたとき
- (4) 組合員において事実上扶養しなくなったとき

### 【特に注意が必要な事例について】

#### [事例1]

被扶養者である子供が、大学を卒業して4月1日から就職したが、給与が月15万円支給されているものの、就職先には健康保険の適用がない。引き続き被扶養者認定は可能か？

健康保険の適用がない場合でも、就職の時点から月額15万円の収入が発生し、認定基準額である月額108,333円を超えますので、就職日をもって認定の取消となります。

#### [事例2]

被扶養者である両親と4月1日から別居となったが、両親は収入が少なく、組合員が仕送りをしている。引き続き被扶養者認定は可能か？

別居の被扶養者の認定には、組合員から被扶養者への援助が、1人当たり3万円以上かつ被扶養者の合算収入額の1/2以上の実態があること、また、援助を行うことによって組合員世帯が著しく生計費が下がることがない場合に、再認定により引き続き認定できます。

なお、所属所からの扶養手当の該当となっている被扶養者については、上記の審査なく認定できます。

#### [事例3]

夫が平成27年3月31日に退職し、4月から無収入となるが、雇用保険の失業給付を手続きしている。この場合、被扶養者認定は可能か？

失業給付の受給も収入の対象となり、雇用保険の日額3,612円以上、60歳以上の公的年金受給者は日額5,000円以上（停止とならない公的年金を含む）の場合は受給期間中、認定できません。

ただし、退職の翌日から失業給付の受給開始日までの期間及び給付制限期間については認定できます。

## 2 被扶養者の住所が変更となった場合

被扶養者に住所の異動があった場合、被扶養者の状況によって届けが異なってきます。また、組合員の住所異動により被扶養者と別居となった場合も、下記の状況にあわせて届けていただく必要があります。

### (1) 所属所の扶養手当の対象となっている被扶養者の住所異動

- ① 住民票の異動あり…『組合員・被扶養者 異動報告書』で新しい住所を届出ください。
- ② 住民票の異動なし…届出の必要はありません。

### (2) 所属所の扶養手当の対象となっていない被扶養者の住所異動

- ① 組合員と別居していた者が同居となった  
…『組合員・被扶養者 異動報告書』で住所を届出ください。
- ② 組合員と別居していた者の住所異動（別居のまま）  
…『組合員・被扶養者 異動報告書』で新しい住所を届出ください。
- ③ 組合員と同居していた者が別居となった…別居の要件での再認定が必要です。

※ 組合員と同居していた者が身体障害者授産施設、知的障害者厚生施設、老人保健施設等に入所する場合は、届出の必要はありません。

## 3 被扶養者の再認定について

平成27年3月で被扶養者が22歳の年度末を迎える被扶養者の方につきまして、引き続き組合員との扶養事実があり、扶養手当が有から無に変更になる場合、被扶養者申告書の提出により扶養の再認定が必要となっていますのでご注意ください。

### 【再認定に必要な書類】

平成27年4月から扶養手当の支給対象とならない被扶養者（子など）が、

#### (1) 引き続き学生である場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 在学証明書（平成27年4月以降発行のもの）又は学生証の写し
- ③ 組合員の配偶者に収入がある場合は、配偶者の給与明細か確定申告書の写し（配偶者が組合員の被扶養者に認定されている場合は不要）
- ④ 収入がある場合は、収入が確認できるもの（平成26年9月以降分）

#### (2) 就職が決まらなかったため就労できない場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養申立書（民生委員の証明付※）  
※ 民生委員の証明のかわりに、住民票でも可（別居の場合、両世帯分）
- ③ 組合員の配偶者に収入がある場合は、配偶者の給与明細か確定申告書の写し（配偶者が組合員の被扶養者に認定されている場合は不要）
- ④ 組合員と別居である場合は、仕送り額がわかるATMの明細、又は通帳の写し等
- ⑤ 収入がある場合は、収入が確認できるもの（平成26年9月以降分）

※ いずれの場合でも、組合員被扶養者証の提出は不要です。





## 年金係からのお知らせ

現行の地共済年金情報W e b サイトは一旦終了し、  
平成 2 7 年 1 0 月を  
目途にリニューアルさせていただきます。

平成 2 2 年 4 月から開設された現行の地共済年金情報W e b サイトは、お申込後に、ご自身の年金見込額等の年金個人情報パソコンで閲覧することができるサービスとして皆様にご利用いただいていたりましたが、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、年金個人情報の閲覧を一旦終了し、新たな地共済年金情報W e b サイトを開設する予定であります。

現在、リニューアル後の新たな地共済年金情報W e b サイトは、被用者年金制度の一元化を踏まえた内容で開発していることから、被用者年金が一元化される、平成 2 7 年 1 0 月を目途に構築する予定ですのお知らせします。

具体的な開設時期、機能等につきましては、詳細が決まり次第ご案内します。

### ○相談窓口

全国市町村職員共済組合連合会

年金部年金企画課

専用回線：0 3 - 5 2 1 0 - 4 6 0 7

(9時～17時（土・日・祝日を除く）)

# 積立貯金をはじめませんか？

年利 **1.35%**  
(平成27年4月現在)

毎月の給料やボーナスから控除される、便利な積立貯金をご存知ですか？  
この機会にぜひ、加入をご検討ください。

## 積立方法

- ◆定例積立
- ◆賞与（ボーナス）積立 } 給料、賞与（ボーナス）から控除
- ◆臨時積立…随時預入れ可能。（窓口で現金の預入れ、または銀行振込）  
※四国銀行・高知銀行から手数料無料で送金できる共済貯金専用の振込用紙をご利用ください。  
振込用紙は所属所の共済組合事務担当係にあります。

## 一部払戻（毎月2回）

「積立貯金一部払戻請求書」に必要事項を記入、お届け印を押印し、所属所の共済組合事務担当係へ提出してください。

- ◆送金先：共済組合へ登録されている口座
- ◆締切日と送金日：共済広報「黒潮」2015年1月号に掲載
- ◆同月内の払戻：どちらか1回のみ

(注意)締切日は当日必着完備（FAX不可）の取扱いとなります。不備による再提出が締切日を過ぎますと次回に繰り下げとなりますので、お急ぎの場合などは早めの提出をお願いします。  
※書類不備例:お届け印と相違・印が不鮮明・残高不足・金額訂正等です。確認のうえ、送付ください。

**是非この機会に簡単・便利・安心で有利な積立貯金をご利用ください!!**

※ご希望の方は下段の申込書に必要事項をご記入の上、共済事務担当者までご提出ください。

〈 キ リ ト リ セ ン 〉

## 積立貯金加入申込書

平成 年 月 日

|        |  |  |  |    |  |      |  |     |      |  |     |  |   |  |   |
|--------|--|--|--|----|--|------|--|-----|------|--|-----|--|---|--|---|
| 所属所名   |  |  |  |    |  |      |  |     |      |  | 届出印 |  |   |  |   |
| フリガナ   |  |  |  |    |  |      |  |     |      |  |     |  |   |  |   |
| 氏名     |  |  |  |    |  |      |  |     |      |  |     |  |   |  |   |
| 所属所証番号 |  |  |  | 性別 |  | 生年月日 |  |     |      |  |     |  |   |  |   |
|        |  |  |  | —  |  |      |  | 男・女 | 昭・平成 |  | 年   |  | 月 |  | 日 |

|    |
|----|
| 副印 |
|    |

|         |
|---------|
| 積立開始年月※ |
| 年 月     |

|           |
|-----------|
| 定例積立額（毎月） |
| 円         |

|           |
|-----------|
| 賞与積立額（6月） |
| 円         |

|            |
|------------|
| 賞与積立額（12月） |
| 円          |

※その月の15日までに申込書が到着すれば、翌月の給料から積立開始できます。

※積立額は1,000円以上の整数倍で記入してください。

## 4月に「貯金現在残高通知書」を発行します

共済貯金加入者の皆様へ、年2回（4、10月）「貯金現在残高通知書」を発行しております。今回お届けする通知書には、10～3月分の共済貯金の積立額等を記載しておりますのでご確認ください。

### 通知書の見方

例)

| 通知書の見方                              |                 | 期中の合計積立額<br>(積立額合計－払戻額合計)<br>10～3月分 | 期中分の利息額<br>(半年複利・日割り) | 利息に対する税額<br>(国税15.315%＋地方税5%) |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 貯金現在残高通知書                           |                 | 27年4月22日作成                          |                       |                               |
| 積立貯金の<br>残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。 |                 | 所属所名 ○○市                            |                       |                               |
|                                     |                 | 氏名 共済花子様                            |                       |                               |
| 税区分                                 | 27.3.31の残高<br>円 | 26.9.30の残高<br>円                     | 差引積立額<br>円            | 税込利息額<br>円                    |
| 課税                                  | 1,268,660       | 1,191,877                           | 70,000                | 8,511                         |
|                                     |                 |                                     |                       | 所得税額<br>円                     |
|                                     |                 |                                     |                       | 1,728                         |
| 決算日                                 | 利率 (%)          | 税率 (%)                              | 非課税限度額<br>(万円)        |                               |
| 27.3.31                             | 1.35            | 20.315                              |                       |                               |
| お積立等明細                              |                 |                                     |                       |                               |
| 日付                                  | 種別              | 金額 (円)                              | 日付                    | 種別                            |
| 26.10.25                            | 定例積立            | 20,000                              |                       |                               |
| 26.11.25                            | 定例積立            | 20,000                              |                       |                               |
| 26.12.25                            | 定例積立            | 20,000                              |                       |                               |
| 26.12.25                            | 賞与積立            | 50,000                              |                       |                               |
| 27.1.25                             | 定例積立            | 20,000                              |                       |                               |
| 27.2.25                             | 定例積立            | 20,000                              |                       |                               |
| 27.3.16                             | 一部払戻            | 100,000                             |                       |                               |
| 27.3.25                             | 定例積立            | 20,000                              |                       |                               |
| (注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引           |                 |                                     |                       |                               |
| (所属所)                               |                 | (証番号)                               | (部課署)                 |                               |
| ○○                                  |                 | ○○○                                 | ○○○                   |                               |

**期中入払**

**定例積立** 毎月の給料から一定額を天引きしています。

**賞与積立** 6、12月のボーナスから一定額を天引きしています。

**一部払戻** 期中に出金があったものが表示されます。

## まとまったお金を有利にふやす定期貯金のご案内

- ・新規加入…随時

※貯金加入申込書の提出が必要です。  
(積立貯金をご利用の場合は不要)

- ・預入方法…窓口で直接現金をお持ちいただくか、四国銀行・高知銀行から専用の振込用紙で送金。
- ・申込金額…10,000円以上
- ・期間…1年満期（自動継続）
- ・解約…随時

※満期日以外の解約は、預入日または自動継続日から解約日まででは中途解約利息となります。

- ・窓口現金お取扱時間

入金：8:30～15:00

出金：9:30～15:00

※12:00～13:00はお昼休みをいただいております。

年利 **1.3%**  
(平成27年4月現在)

税引前利率 年1.3%

### 据置プラン例

(単位：円)

|           | 1年        | 2年        | 3年        | 5年        | 10年       |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 100,000   | 101,036   | 102,083   | 103,141   | 105,289   | 110,859   |
| 300,000   | 303,108   | 306,248   | 309,421   | 315,866   | 332,573   |
| 500,000   | 505,180   | 510,414   | 515,702   | 526,443   | 554,284   |
| 700,000   | 707,252   | 714,579   | 721,982   | 737,017   | 775,991   |
| 1,000,000 | 1,010,360 | 1,020,827 | 1,031,402 | 1,052,883 | 1,108,562 |

※年複利・20.315%分離課税扱

# 貸付事業から貸付規定の一部改正について

平成27年4月1日より、高知県市町村職員共済組合組合員貸付規程の一部を改正しました。それに伴い、貸付けの取扱いを変更しました。

## 1 入学貸付・修学貸付における対象教育機関について

入学貸付・修学貸付における対象教育機関に、中等教育学校（後期課程）を追加しました。

※中等教育学校とは中高一貫教育の課程を一貫して施すシステムをとる日本の学校で、後期課程とは高等学校等における教育のこと。

## 2 修学貸付の限度額変更について

修学貸付の限度額を月10万円から月15万円に引き上げました。

## 3 修学貸付償還の据置期間について

修学貸付は、貸付申込日の属する月の翌月から元金償還することも可能となりました。貸付申込書の申込事由に修学貸付の据置期間の有無を記載してください。

## 4 修学貸付借増の取扱いについて（団体信用生命保険を含む）

修学貸付借増時は、借増前と借増後の合計額を申込金額とし、新たに貸付番号を付番して、申込金額から未償還残高（元利合計）を差し引いた金額を送金します。団信に加入する場合は、共済組合から変更訂正通知書にて報告するのみでしたが、団信加入申込書の提出が必要となりました。

## 5 住宅貸付即時償還の要件の緩和について

貸付対象となった不動産が第三者に譲渡された場合において、特別な事情があると理事長が認めた場合は譲渡の制限をしないことができるよう要件を緩和しました。

## 6 災害再貸付の一時償還の要件の廃止について

災害又は激甚災害で被災した組合員に対して、災害再貸付を行う場合、既貸付（住宅貸付又は災害住宅貸付に限る）の未償還元利金を一時に償還させることを要しないこととしました。

## 7 災害貸付の元金猶予期間について

災害による災害貸付に係る元金の弁済猶予期間について、被災組合員の負担軽減の観点から、「償還期間内1年以内」から「償還期間外1年以内」としました。

## 8 団体信用生命保険事業について

団体信用生命保険事業に加入できる貸付金額（残高）は、50万円から10万円に引き下げました。



## 平成27年の貸付送金スケジュールについて

| 月   | 第 1 回       |     | 第 2 回       |     | 第 3 回       |     |
|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|
|     | 決定通知<br>送付日 | 送金日 | 決定通知<br>送付日 | 送金日 | 決定通知<br>送付日 | 送金日 |
| 4   | 1 0         | 1 6 | 1 7         | 2 2 | 2 4         | 2 8 |
| 5   | 1 5         | 1 9 | 1 9         | 2 2 | 2 2         | 2 8 |
| 6   | 1 2         | 1 7 | 1 9         | 2 4 | 2 3         | 2 9 |
| 7   | 1 0         | 1 6 | 1 7         | 2 4 | 2 4         | 3 0 |
| 8   | 1 1         | 1 7 | 1 8         | 2 1 | 2 1         | 2 8 |
| 9   | 1 1         | 1 7 | 1 5         | 2 4 | 2 5         | 2 9 |
| 1 0 | 1 3         | 1 6 | 2 0         | 2 3 | 2 3         | 2 9 |
| 1 1 | 1 3         | 1 7 | 1 7         | 2 0 | 2 4         | 2 7 |
| 1 2 | 1 1         | 1 6 | 1 5         | 1 8 | 1 8         | 2 5 |

※ 第1回、第2回の送金は普通・入学・修学貸付に限られます。

※ 普通の借換については第3回のみの送金です。

\*お問い合わせは、各所属所の共済組合事務担当者、もしくは共済組合貸付係までご連絡ください。

共済組合福祉企画課貸付係：088－823－3215



## 自動車購買立替金制度をご存知ですか

※ 申込額が50万円を超える場合は、連帯保証人が必要です。(連帯保証人は組合員期間1年以上の方)

**自動車購買立替金は、自動車だけでなくバイクもご利用になれます。**



便利な  
給料控除



年利  
**3.0%**

※利率は変動利率で  
平成27年4月現在のものです。

### 注意点

- ・ 申込書の締切日は毎月10日です
- ・ 振込日は貸付金の第3回と同じ日になります
- ・ 購入する自動車の使用者は申込人（または配偶者）名義とする
- ・ 申込みは登録後2ヶ月以内に限る
- ・ 個人の方から購入される場合はご利用いただけません

### ◆ご融資金額・返済期間◆

300万円以内・6年以内  
(毎月の返済金額が基本給の30%以内)

### ◆ご用意いただくもの◆

自動車購買立替金申込書

車検証のコピー

(250cc以下の場合は軽自動車届出済証又は軽自動車税申告書)

(125cc以下の場合は原動機付自転車標識交付証明書)

戸籍謄本（使用者名義が配偶者の場合のみ）

### ◆ご利用いただける方◆

組 合 員

(現在自動車購買立替制度をご利用いただいている方は対象外となります)

## 共済組合の指定店でお買い物をしませんか？

分割で支払っても手数料は必要ありません!! (旅行のみ3%の手数料がかかります。)

指定店で購入して物資をご利用の場合、購入金額が支払い総額となります。

【購入例】 指定店で240,000円の家電を購入し、物資の毎月均等払いと  
するとき。(ボーナス併用もあり)

【返済例】 10,000円×24回払＝240,000円

※返済回数は金額により変わります。



# 共済組合の指定店でお買い物を!!

## 共済組合指定店一覧表

平成27年4月1日現在（19店舗）

| 取扱物資名      | 指定店名                        | 代表者名   | 住所・TEL                            |
|------------|-----------------------------|--------|-----------------------------------|
| 電気製品       | 有限会社 丸栄ストアー                 | 吉岡 求   | 高知市桜井町1-5-13<br>(088) 883-3700    |
| 洋服         | はるやま商事株式会社                  | 治山 正史  | 高知市高須1-16-28<br>(088) 884-4129    |
| 洋服         | 高知ニッケカスタム                   | 竹内 敏春  | 高知市薮野西町3-23-4<br>(088) 846-2788   |
| 呉服         | 元 治 絹 織 物                   | 猪野 和重  | 高知市福井町1463-6<br>(088) 825-1851    |
| 貴金属・寝具・その他 | 有限会社 ジュエリーさかい               | 境 泰雅   | 高知市稲荷町5-10<br>(088) 883-1487      |
| 貴金属        | ジュエリーモリタ                    | 森田 哲夫  | 香美市土佐山田町杉田601-2<br>(0887) 52-3033 |
| 貴金属        | ジュエリー田 内                    | 田内 章   | 高知市大川筋1-3-34<br>(088) 823-1117    |
| 貴金属・時計・メガネ | 弘 田 時 計 店                   | 弘田 宏則  | 高知市幸町6-3<br>(088) 872-3291        |
| 貴金属・時計・メガネ | 有限会社 愛宕時計店                  | 木谷 彰   | 高知市伊勢崎町3-13<br>(090) 1001-3980    |
| 貴金属・時計・メガネ | メガネ<br>宝 石 時 計 大 塚 天 神 橋 店  | 大塚 守   | 四万十市中村天神橋39<br>(0880) 34-3180     |
| 貴金属・宝石・時計  | 植田十字堂                       | 植田 詩郎  | 高知市山ノ端町64-2<br>(088) 872-4938     |
| 貴金属・宝石・時計  | ビュープラス高知                    | 吉村 彰介  | 高知市南川添8-10<br>(088) 861-2700      |
| メガネ        | 有限会社 クロイワメガネ                | 谷村 昌紀  | 高知市本町5-4-1<br>(088) 872-3305      |
| 靴          | 有限会社 ミリオン                   | 岡田 一晃  | 高知市はりまや町1-2-1<br>(088) 823-5592   |
| 寝具         | 東洋羽毛中四国販売株式会社               | 柳場 弘   | 愛媛県松山市井門町21-1<br>(089) 958-2331   |
| 旅行         | 一般社団法人 高知県勤労者旅行会            | 山崎 秀一  | 高知市本町4-1-32<br>(088) 824-3100     |
| 葬祭         | 株式会社 日本セレモニー                | 市村 伊佐雄 | 高知市東城山町104-3<br>(088) 832-4646    |
| 浄水器        | 株式会社 日本トリム                  | 森澤 紳勝  | 南国市蛸が丘1-5-2<br>(088) 804-8500     |
| その他        | 有限会社 ティーカンパニー<br>「マザーズキッチン」 | 豊永 俊雄  | 高知市一ツ橋町1-180<br>(088) 872-9277    |



日本海の旬の味わいに温泉、島根・松江をじっくりとお楽しみください。

縁結び旬御膳

●全10品

とっても近くなった島根、  
まずは松江でゆっくりと。

宍道湖畔・松江しんじ湖温泉街に位置する当ホテルは、  
平成24年12月にリニューアルオープンいたしました。  
天然温泉と快適なお部屋、  
そして、山陰ならではの旬のお料理。  
とっても近くなった「島根県」、「松江」。  
皆様のお越しをお待ちいたしております。

ふたり、  
湯つたり、

ふたり旅

得とく

山陰海鮮炉端御膳

●海鮮炉端八種  
●鯛茶漬け他三品

松江しんじ湖温泉

ホテル白鳥／お得な宿泊プラン

スタンダードツイン

祝・尾道松江線開通記念特別価格

お一人様 9,800円 税・サ込

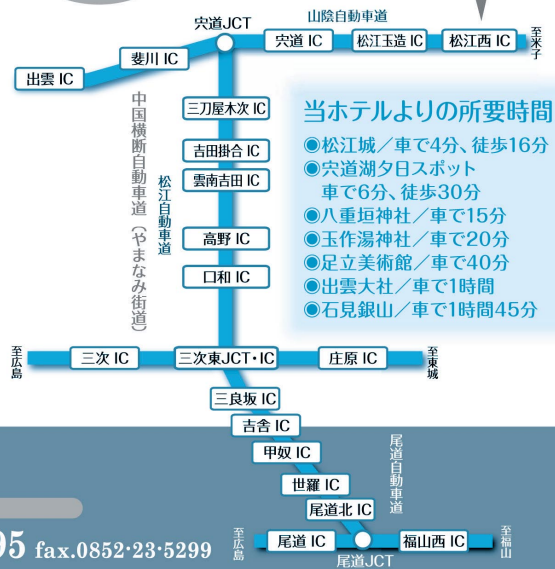
1泊2食／2名様利用／スタンダードツイン

・宍道湖の望めるお部屋を優先的にご用意いたします。  
・縁結び旬御膳・山陰海鮮炉端御膳からお選びいただけます。

当ホテルは、松江西IC下車  
約10分です。



祝・尾道松江線開通記念  
会期／平成二十八年三月三十一日(木)まで



島根県市町村職員共済組合宿泊所

HOTEL HAKUCHO  
ホテル白鳥

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20

ご予約・お問合せ

tel.0852-21-6195 fax.0852-23-5299

<http://www.hotel-hakuchojp>

ホテル白鳥 検索

尾道～松江間2時間30分